



荷主の皆様、

物流効率化に向けた努力義務

について取り組んでいただくようお願いします。

令和7年4月1日より物流改正法の一部が施行され、トラック輸送に関わる関係者には、国が策定した判断基準に基づき、物流効率化にむけて努力する義務が課されています。商慣行の見直しには荷主の皆様のご理解・ご協力が必要です。積極的な取り組みをお願いします。

物流効率化について荷主・物流事業者が努力すべきポイント

① 積載効率の向上

(判断基準の例)

- ・ 共同輸配送や帰り荷の確保
- ・ 適切なリードタイムの確保
- ・ 発送量・納入量の適正化 等



(例)地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

(判断基準の例)

- ・ トラック予約受付システムの導入
- ・ 混雑時間を回避した日時指定 等



(例)トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

(判断基準の例)

- ・ パレット等の輸送用器具の導入
- ・ タグ等の導入による検品の効率化
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置 等



(例)パレットの利用や検品の効率化

オンライン説明会もご活用ください。

政府では、荷主の皆様に向けて物流改正法の説明会を実施しています。中でもオンライン説明会については、アーカイブ動画も公開していますので、どうぞご活用ください。

新物効法荷主向け説明会
(R7.2開催)
※動画アーカイブ



トラック物流問題の解決に向けた
オンライン説明会 (毎月開催)
※動画アーカイブもあり



「物流効率化法」
理解促進ポータルサイト

物流効率化法の改正ポイントを取りまとめたサイトです。物流効率化法に関わる努力義務や一定規模以上の特定事業者課せられる事項等について解説しています。

こちら是非
ご覧ください。物流の持続的な成長を図るため
物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、物流の持続的な成長を図るため、荷主・物流事業者に対する規制の措置が定められました。すべての荷主・物流事業者、物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。また、一定規模以上の特定事業者に対し、中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。最善を尽くすことを、物流効率化の推進に期待します。

本プラットフォームについて



(お問合せはこちらまで) ◇中国運輸局自動車交通部貨物課(082-228-3438)
◇中国経済産業局産業部 産業振興課 流通・サービス産業室(082-224-5655)
◇中国四国農政局経営・事業支援部食品企業課(086-224-4511)



異常気象時の運送依頼について ～トラックの安全運行にご配慮ください～

これからの季節、台風等風雨災害が生じる可能性が高くなります。国土交通省では令和2年に以下のとおり

「台風等の異常気象時における輸送の目安」

を定めていますので改めてお知らせいたします。

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討すべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討すべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等）時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討すべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断すべき		

荷主の皆様には、
是非こちらをご活用の上
「事前の気象情報収集」や
「状況に応じた運行計画の再検討」
などにより、トラック事業者の
安全運行に配慮した運送依頼に
ついて、ご理解・ご協力をお願い
します。



異常気象時における運送依頼は、
トラック・物流Gメンによる是正指導
の対象になる場合があります！

